大淀川水系大淀川、本庄川、綾北川、仁田の谷川、尾股川、外屋之瀧川、越ノ谷川、蝉の谷川、猿谷川、軍谷川、袋谷川、九瀬川、八重尾谷川、浦之名川、秋社川、神谷川、岩瀬川、石瀬戸川、大平山川、青木川、戸崎川、城の下川、大沢津川、辻の堂川、木場田川、大丸川、洗出川、谷之木川、石氷川、真方川、種子田川、巣ノ浦川、炭床川、高崎川、湯の元川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)【全体図】

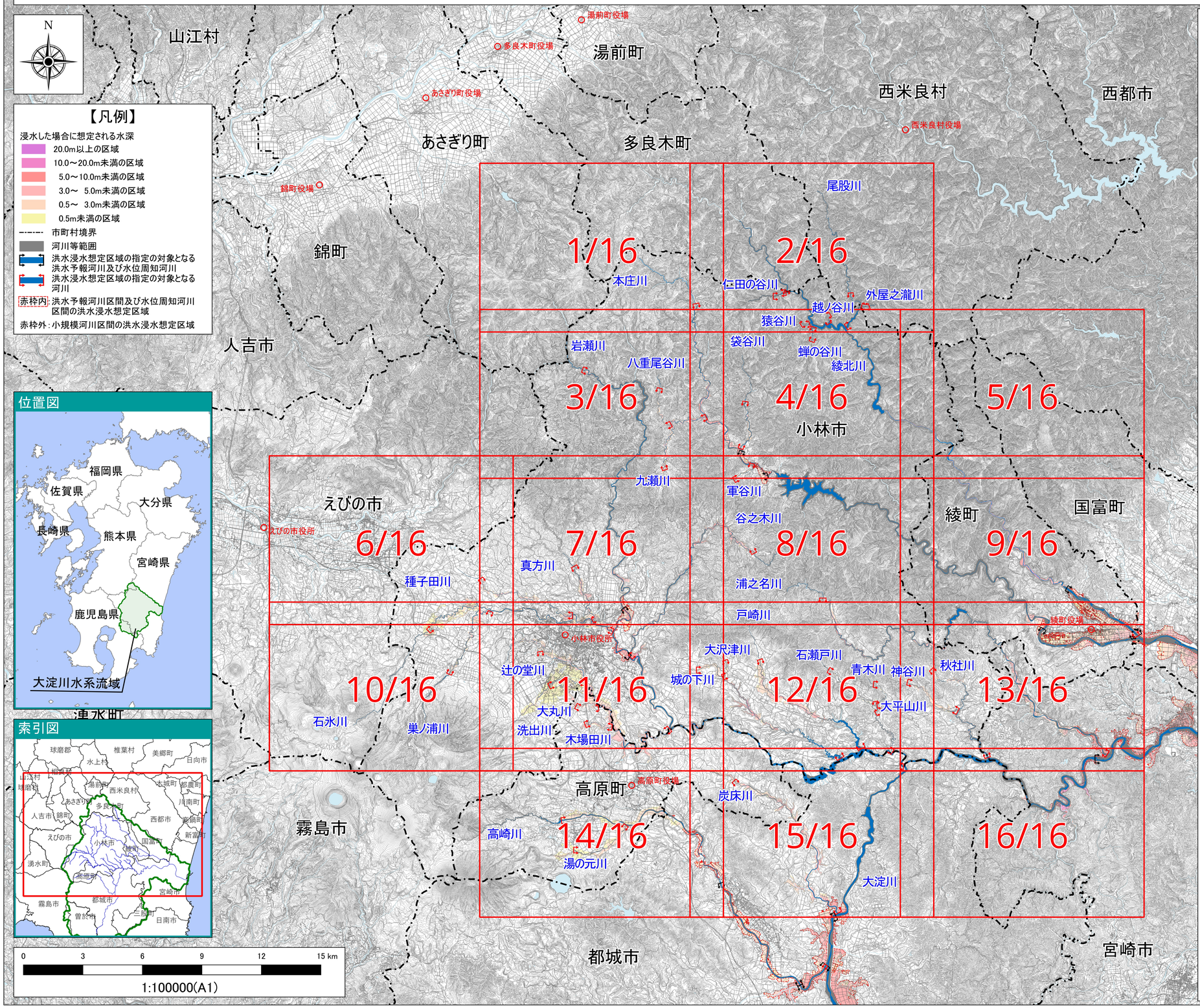

1. 説明文

(1) この図は、大淀川水系大淀川、本庄川、深年川、綾北川の洪水予報区間及び水位周知区間、本庄川、岩瀬川、高崎川の水位周知区間、6(5)の河川の県管理区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

(2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の大淀川、本庄川、深年川、綾北川、岩瀬川、高崎川及び6(5)の河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により、大淀川、本庄川、深年川、綾北川、高崎川、岩瀬川及び6(5)の河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、大淀川、本庄川、深年川、綾北川、岩瀬川、高崎川及び6(5)の河川以外の河川の氾濫、大淀川、本庄川、深年川、綾北川、高崎川、岩瀬川以外の河川堤防の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、浸水が想定される範囲以外においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

(4) この図は大淀川、本庄川、深年川、綾北川、岩瀬川、高崎川においては「洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)(平成27年7月)」に基づいて破堤、越水又は溢水した場合に想定される浸水区域・浸水深を、6(5)の河川においては「小規模河川の洪水浸水想定区域図作成の手引き(令和5年7月)」に基づいて越水又は溢水した場合に想定される浸水区域・浸水深を表示した図面です。

2. 基本事項等(洪水予報河川及び水位周知河川)

(1) 作成主体　国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所
(2) 指定年月日　平成28年8月30日
(3) 告示番号　国土交通省九州地方整備局告示第120号
(4) 指定の根拠法令　水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項(＊)
(5) 対象となる洪水予報河川および水位周知河川
・大淀川水系大淀川下流部(実施区間)
左右岸:宮崎県宮崎市高岡町大字浦之名字古川4576番地の1地先の柚木崎橋から海まで
・大淀川水系大淀川上流部(実施区間)
左岸:宮崎県都城市大字五十町字瀬戸上1294番の2の乙地先から宮崎県都城市高崎町縄瀬字下小松4188番地先まで
右岸:宮崎県都城市大字五十町字渕脇5294番の3地先から宮崎県都城市高城町大字有上大久保1223番の92地先まで
・大淀川水系本庄川(実施区間)
左岸:宮崎県東諸県郡綾町大字入野字四枝607番の1地先から大淀川への合流点まで
右岸:宮崎県東諸県郡綾町大字入野字中川原118番の2地先から大淀川への合流点まで
・大淀川水系深年川(実施区間)
左岸:宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字石原7795番地先から本庄川への合流点まで
右岸:宮崎県東諸県郡国富町大字本庄字中川原7186番地先から本庄川への合流点まで
・大淀川水系綾北川(実施区間)
左岸:宮崎県東諸県郡綾町大字北俣字尾谷3709番地先から本庄川への合流点まで
右岸:宮崎県東諸県郡綾町大字北俣字裏田1778番の3地先から本庄川への合流点まで
(6) 指定の前提となる降雨　大淀川流域の24時間総雨量612mm
(7) 関係市町村　宮崎市、都城市、国富町、綾町
(＊)水防法の項番号等は指定時点の法律のものです。

3. 基本事項等(水位周知河川)

(1) 作成主体　宮崎県
(2) 指定年月日　平成31年3月28日
(3) 告示番号　宮崎県告示第227号
(4) 指定の根拠法令　水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項(＊)
(5) 対象となる水位周知河川
・大淀川水系本庄川(実施区間)
左岸:小林市須木大字中原字宮田新平野橋から小林市須木大字下田字唐池番屋橋まで
右岸:小林市須木大字中原字平野新平野橋から小林市須木大字下田字鶴園番屋橋まで
(6) 指定の前提となる降雨　本庄川流域の6時間総雨量456mm
(7) 関係市町村　小林市
(＊)水防法の項番号等は指定時点の法律のものです。

4. 基本事項等(水位周知河川)

(1) 作成主体　宮崎県
(2) 指定年月日　平成31年3月28日
(3) 告示番号　宮崎県告示第228号
(4) 指定の根拠法令　水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項(＊)
(5) 対象となる水位周知河川
・大淀川水系岩瀬川(実施区間)
左岸:小林市大字東方字太鼓橋浜ノ瀬橋から小林市大字東方字茶磨川779番6地先まで
右岸:小林市大字真方字新田場浜ノ瀬橋から小林市大字水流迫字柳丸421番地先まで
(6) 指定の前提となる降雨　岩瀬川流域の24時間総雨量873mm
(7) 関係市町村　小林市
(＊)水防法の項番号等は指定時点の法律のものです。

5. 基本事項等(水位周知河川)

(1) 作成主体　宮崎県
(2) 指定年月日　平成31年3月28日
(3) 告示番号　宮崎県告示第226号
(4) 指定の根拠法令　水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項(＊)
(5) 対象となる水位周知河川
・大淀川水系高崎川(実施区間)
左岸:都城市高崎町大字田字下向田平田平頭首工から都城市高崎町縄瀬字中平965番20地先まで
右岸:都城市高崎町大字田字平田平頭首工から都城市高崎町岩満町889番2地先まで
(6) 指定の前提となる降雨　高崎川流域の6時間総雨量452mm
(7) 関係市町村　都城市
(＊)水防法の項番号等は指定時点の法律のものです。

6. 基本事項等(2･3･4･5以外の県管理河川)

(1) 作成主体　宮崎県
(2) 指定年月日　令和8年2月26日
(3) 告示番号　宮崎県告示第139号
(4) 指定の根拠法令　水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項第3号
(5) 対象河川　大淀川、本庄川、綾北川、仁田の谷川、尾股川、外屋之瀧川、越ノ谷川、蝉の谷川、猿谷川、軍谷川、袋谷川、九瀬川、八重尾谷川、浦之名川、秋社川、神谷川、岩瀬川、石瀬戸川、大平山川、青木川、戸崎川、城の下川、大沢津川、辻の堂川、木場田川、大丸川、洗出川、谷之木川、石氷川、真方川、種子田川、巣ノ浦川、炭床川、高崎川、湯の元川(実施区間)図示
(6) 指定の前提となる降雨　想定し得る最大規模の降雨(水系及び河川ごとに異なる)
(7) 関係市町村　宮崎市、都城市、小林市、高原町、綾町、西米良村

※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。『測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 7JHs 677』